

燕市水道局

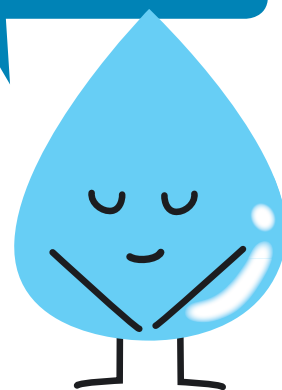
からのお知らせ



安全・安心な水道水を次の世代に引き継ぐため
水道料金の改定にご理解をお願いいたします。

水道は、生活に欠かせない「水」を市民の皆さんに届ける重要なライフラインです。
燕市の水道事業は、安全・安心な「水」を安定的に供給できるよう、水質の管理や水道管の整備更新、水害・地震等の災害への対策など、さまざまな事業に取り組んでいます。

このたび、老朽化した浄水場施設の再構築事業費の財源を確保すること、そして、合併以降も燕、吉田、分水の3地区でバラバラであった水道料金の算定方法の統一化を図ることを目的として、**新しい水道料金表による水道料金の算定を、平成28年10月検針分から適用**することとなりましたのでお知らせします。



「水道料金改定説明会」と「ふれあいトーク2016」 で市長が説明いたします。

開催時間はいずれも午後7時～8時30分

※事前申込の必要はありません。地区ごとの割り当てもありませんので、都合の良い会場へおいでください。

水道料金の改定に関する説明会

とき	ところ
5月30日(月)	粟生津体育文化センター
6月1日(水)	小池公民館
6月2日(木)	中島ふれあいセンター
7月8日(金)	吉田産業会館
7月12日(火)	分水福祉会館
7月19日(火)	西燕公民館
7月21日(木)	島上農村環境改善センター
7月25日(月)	吉田北体育文化センター
8月1日(月)	燕市役所燕庁舎(白山町二丁目)

- **問い合わせ** 水道料金改定に関すること
水道局経営企画課計画係
☎ 0256・64・7428(直通)

ふれあいトーク2016

※6月5日サンデートークのみ時間が違います

とき	ところ	その他
6月5日(日)	燕市役所(つばめホール) サンデートーク (午前10時～11時30分)	・各会場に手話 通訳、要約筆記 を配置します。
7月5日(火)	四箇村ふれあい館	・6月5日のサ ンデートーク は保育ルーム を設置します。 (要事前申込/ 5月30日(月) まで受け付け)
7月7日(木)	東公民館	
7月13日(水)	吉田ふれあいセンター	
7月20日(水)	南公民館	
7月26日(火)	川前公民館	

内容

- 【第1部】 「水道料金改定の必要性について」
(鈴木市長のお話)
- 【第2部】 参加者の皆さんとの意見交換会

- **問い合わせ** ふれあいトークに関すること
地域振興課広報聴係 ☎ 0256・77・8363(直通)

なぜ水道料金を改定するの？

理由その1

■浄水場の老朽化の課題

道金浄水場は建設から52年、吉田浄水場は45年、分水浄水場は42年経過していて、老朽化が進んでいます。建物をこれからも使い続けるには、耐震補強が必要な状況です。また、機械設備も老朽化しているため交換部品の調達が困難になりつつあります。

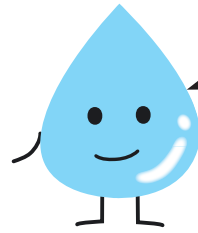
■浄水場の取水の課題

近年の局地的な大雨の発生により、短時間で原水（川の水）濁度が上昇する頻度が多く、さらに、道金浄水場においては、水位変化によって泥が溜まりやすく、安定した取水を確保しにくい時期があります。

■浄水場の再構築

平成27年3月に策定された燕市水道事業経営計画において、「老朽化や取水などの課題がある浄水場施設については、新たな適地に浄水場を統一するなどの再構築を行うことが最適であり、その完了には事業開始から約10年の期間を要するため早期着手に努める」との方向性が示されました。

浄水場施設の再構築事業には多額の資金が必要なので、その財源を確保しようというのが今回の料金改定の大きな目的なんだ。



理由その3

独立採算制の原則が採用されている水道事業においては、その費用のほとんどを水道料金収入で賄わなければなりません。水道料金収入は給水人口に大きく影響され、全国的な少子高齢化に伴う人口減少傾向は、燕市においても例外ではなく、水道料金収入は今後も減少すると見込まざるを得ません。

浄水場再構築事業の建設開始は約5年後。けれども、水道料金収入の減少が予測されるため、今からその財源を確保しておくことは大事なことだよ。

将来世代へ負担を先送りすることなく、世代間の負担の公平性を図る観点から水道料金を改定することにしたんだ。



理由その2

現在の水道料金は、燕、吉田、分水の3地区それぞれ水道料金表によって算定されているため、同じ水量であっても料金が異なっているんだ。

同じ燕市だから、水道料金も全地区で統一しようということも料金改定の大きな理由だよ。



新しい水道料金はどのようなの？

「家庭用」で「口径 20mm のメーター」で、「水量 20 m³」使用した場合の計算例

【現行水道料金の場合】

地区	①基本料金 (10 m ³ まで)	②従量料金 (超過料金)	③メーター使用料 (20mm)	④消費税	水道料金 (①～④の合計)
燕地区	1,130 円	1,350 円 (135 円/m ³)	なし	198 円	2,678 円
吉田地区	910 円	1,040 円 (104 円/m ³)	80 円	162 円	2,192 円
分水地区	1,000 円	1,150 円 (115 円/m ³)	100 円	180 円	2,430 円

【新水道料金の場合】

地区	①基本料金 (1 カ月)	②従量料金 (使った分)	メーター使用料 (20mm)	③消費税	水道料金 (①～③の合計)
燕市全域	630 円	2,620 円 (131 円/m ³)	なし	260 円	3,510 円
				※ 325 円	3,575 円

※消費税率 10% で計算した場合。

基本料金はメーターの口径によって異なります

	メーター口径	基本料金 (1 カ月)	従量料金 (1 m ³ につき)
燕市全域	13mm	330 円	131 円 (公衆浴場用 は 60 円)
	20mm	630 円	
	25mm	1,100 円	
	30mm	1,300 円	
	40mm	3,850 円	
	50mm	7,550 円	
	75mm	19,000 円	
	100mm	38,500 円	
	150mm	109,000 円	

【新しい水道料金の特徴】

- ①メーター口径で定まる基本料金**
家庭用、営業用といった「用途別」の基本料金では、住宅兼店舗などの場合、家庭用と営業用に区別できないことから、「メーター口径別」の基本料金に統一し、明確にします。
- ②基本水量のない基本料金**
基本水量(上の図では①の 10 m³)のない基本料金を採用することにより、1 m³から使用した水量に応じた負担となり公平性が高まるとともに、利用者の節水意識の向上につながります。
- ③メーター使用料は廃止**

下水道使用料も改定するの？



今回の改定は水道料金のみとなりますので、水道等の使用水量に基づいて算定している下水道使用料に変更はありません。これまでと同様に、水道料金と下水道使用料の合計金額を上下水道料金として納めていただきます。

水道料金の改定について、市民の皆さん、事業所の皆さんからご理解いただく必要がありません。住民説明会など十分な周知期間を設けさせていただいたことに、平成28年10月検針分から新しい水道料金表を適用し水道料金を算定します。

新しい水道料金は
平成28年10月検針分から
適用します。

料金統一は段階的に調整します（料金計算例）

【計算式】

{新料金 - (新料金 - 現行料金) × 調整率} + 消費税

【調整率】

平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月：75%

平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月：50%

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月：25%

下の表が段階的な料金の上り方だよ。



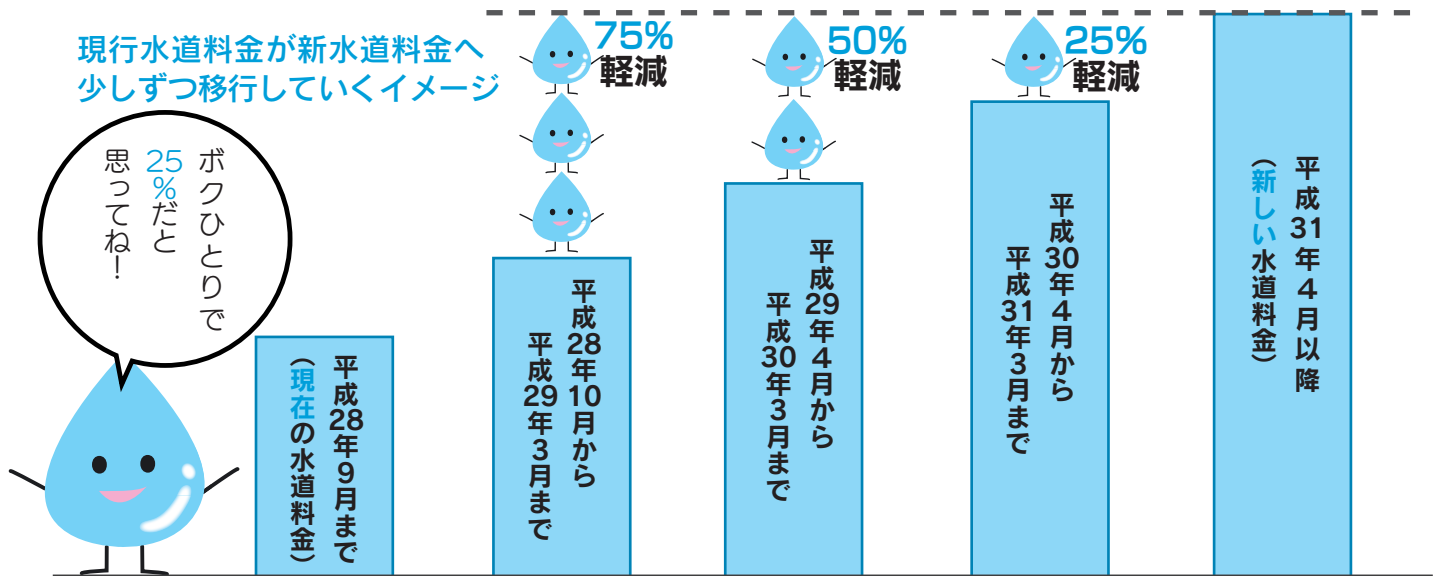
家庭用、口径 20mm のメーターで水量 20 m³使用した場合の計算例

【新水道料金の段階的な調整金額】

※消費税率 10% で計算しています。

地区	～平成 28 年 9 月 (現行料金)	平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 3 月 (調整率 75%)	平成 29 年 4 月～ 平成 30 年 3 月 (調整率 50%)	平成 30 年 4 月～ 平成 31 年 3 月 (調整率 25%)	平成 31 年 4 月～ (新料金)
燕地区	2,678 円	2,886 円	3,151 円	3,363 円	3,575 円
吉田地区	2,192 円	2,521 円	2,904 円	3,239 円	3,575 円
分水地区	2,430 円	2,700 円	3,025 円	3,300 円	3,575 円

現行水道料金が新水道料金へ
少しずつ移行していくイメージ



水道料金改定までの経過

平成 25 年 7 月、
平成 26 年 10 月

有識者や市民からなる「燕市水道事業経営懇話会」を設置。燕市の水道事業の経営のあり方や施設更新計画の方向性などについて意見書が提出されました。

平成 27 年 3 月

意見書を尊重した「燕市水道事業経営計画」を策定。老朽化した浄水場施設の再構築の必要性と、その費用を考慮した料金改定の早期実施の方向性を示しました。

平成 27 年 7 月、
平成 28 年 1 月

有識者や市民からなる「燕市水道料金の在り方検討委員会」を設置。合併以降初めてとなる水道料金の見直しに向けた意見書が提出されました。

平成 28 年 1 月・2 月

意見書を尊重した「燕市水道料金の見直し方針について(案)」を策定、パブリックコメントを実施しました。

燕市のホームページで水道料金を試算できます

燕市のホームページから、新しい水道料金と料金統一に伴う段階的な調整措置の試算ができます。

【市のホームページ】

トップページ > 暮らし > 水道 > 水道料金の見直しについて

水道・下水道 使用量・料金等のお知らせ

平成28年 5月分 お客様番号 1-0000-XXXXXX

白山町2丁目××番××号

1 燕地区
2 吉田地区
3 分水地区

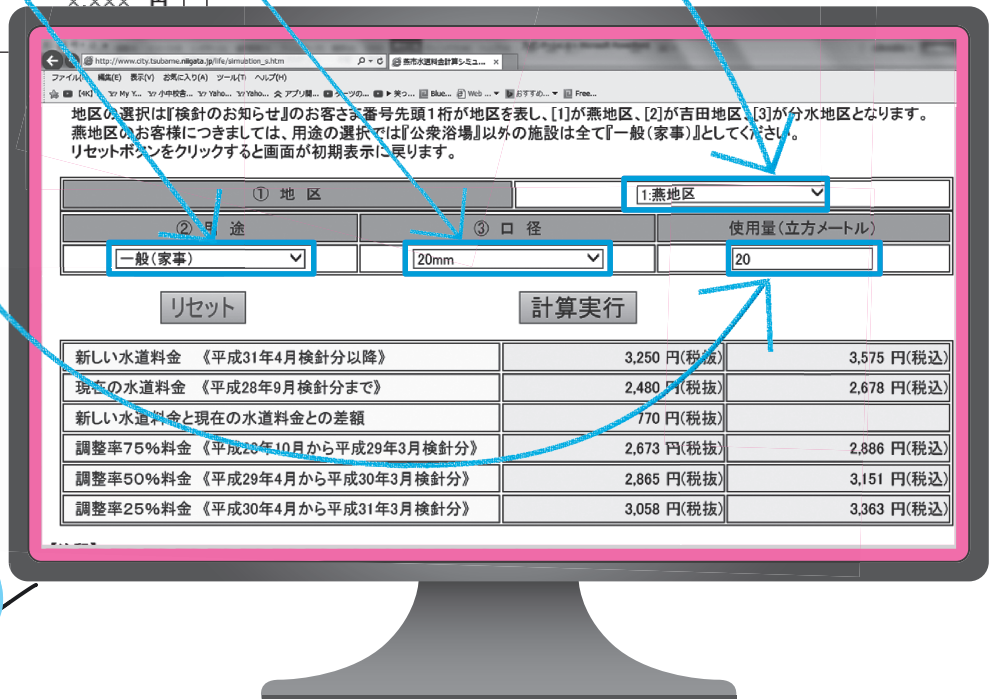
燕水道 太郎 様

2 用途: (燕) 家庭用 3 口径: 20mm

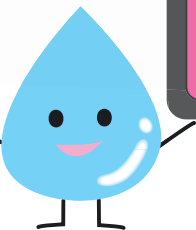
水	今回指針	120 m ³
	前回指針 (-)	100 m ³
	推定使用量累計 (-)	* m ³
道	4 旧メーター使用料 (+)	* m ³
	今回使用量	20 m ³
	水道料金(税込)	×.××× 円

【事前に調べておく事項】

- ① お住まいの地区
- ② 水道の用途
- ③ 水道メーターの口径 (mm)
- ④ 水道の使用水量 (m³)



スマートフォン
からも試算が
出来るよ!



燕市水道事業における今後の取組・スケジュール

平成28年3月

方針に基づいた「燕市水道給水条例の一部改正」議案を市議会からご審議いただき可決されました。

平成28年5月

平成28年9月

水道料金の改定について、市民、事業所の皆さんからご理解いただけるよう周知活動を行います。

●市のホームページ、広報等での周知／●検針のお知らせ時の周知文書配布／●自治会長への説明／●市民を対象とした説明会の開催
●市長のふれあいトークでの説明／●水道料金に関する個別相談

平成28年度末

浄水場施設の再構築事業を進めるにあたって、適正な施設規模、浄水場処理方式、建設場所などを定める「燕市水道事業基本計画」を策定する予定です。

平成29年度

計画に基づき、新しい浄水場施設の建設用地取得、基本設計を行う予定です。

今回の改定は、皆さまの生活に欠かせない水道を
これからも守り続けていくために必要なものです。
ご理解とご協力をお願いいたします。



〈お問い合わせ〉

燕市水道局 経営企画課 計画係 〒959-1251 燕市白山町2丁目7番27号
電話番号 **0256-64-7400** (代表) **0256-64-7428** (計画係直通)
ホームページ <http://www.city.tsubame.niigata.jp/life/10007305014.html>
Eメール suido_keiei@city.tsubame.niigata.jp